

シーカヤック海難概要 (H23 ~ H25)

第三管区海上保安本部

発生年	発生月	発生日	海難種類	事故者年齢	海 難 概 要
H23	10	25	その他	36	事故者は、同僚2名とともに海岸からシーカヤック3艇で出発し航行を開始したところ、同僚の艇が急潮流により転覆しパドルを喪失したことから、付近航行船舶に救助要請に向かった。救助要請した付近航行船舶が到着するも水深が浅いため接近できずいたため、事故者が同船に接近しようとするも同瀬戸の急潮流により転覆し流され、自力航行困難となった。事故者の艇はその後半沈状態となり、該人は付近海岸まで自力で泳ぎ、事故者は翌朝、同海岸にいるところを巡視艇により発見された。なお、該人の艇は後日漁船により発見揚収された。
H24	4	18	その他	69	事故者は、波が多少あったために若干航行に不安を感じたものの釣りをするために単身シーカヤックに乗り港から出艇、沖合いで釣りを開始した。1時間が経過したところで、横波を受け転覆、高齢であり、また、体力不足であったことから再乗艇することができず、同カヤックにしがみついたまま漂流した。漂流している同カヤック及び同カヤックにつかまっていた同人を付近航行中の漁船船長が発見し、該人を同船舶上に引き揚げ118番通報するとともに港まで搬送した。同人は病院まで搬送されたが、診断の結果、低体温症であったものの身体等に異常が認められなかったことから即日帰宅した。
H24	7	07	その他	71	事故者は、同行していた2隻のシーカヤックとともに3隻で出発地向け帰港中に、中間地点付近海域で、西風が強くなり、3隻はバラバラの行動となった。2隻は出発地点に戻ったが、事故者が操船するシーカヤックのみ西風に逆らって漕走することができず、沖に流され、波浪のため転覆した。その後、自力復旧を試みるも適わず、防水パック入りの携帯電話を使用し友人宛救助を要請した。同行していた友人から、118番通報があり通報を受けて、巡視艇及び特殊救難隊が同乗した航空機が発動し、現場到着後捜索を開始したが発見に至らなかった。捜索開始から約1時間後に、巡視艇が転覆状態のシーカヤックを発見し事故者を救助、付近港までシーカヤックを曳航した。事故者は、軽度の低体温症と海水誤飲が原因の肺炎の疑いのため数日の入院が必要と搬送先の病院において診断された。
H25	1	12	その他	59	事故者は、釣り目的で漁港を出港、ポイントに到着し釣りを開始した。次第に風が強まってきたことから帰港するため出港漁港向け航行開始した。帰港中に、船体側面から風を受けて2度転覆を繰り返し、その都度船体を復原していたが3度目に転覆した際、体力消耗により船体を復原することができず、救命胴衣を着用した状態で30分ほど漂流していたところ、付近を航行した船舶により発見され、同船舶内に揚収しようとしたが、引き揚げ不可能なことから、ロープを流し該人に掛けた状態で付近漁港まで曳航し防波堤上に引き揚げた。本件は、釣り人が無人となったカヌーを発見し110番通報し、警察から海上保安庁に通報があり認知したもの。事故者は意識清明で外傷等なかったが、低体温症の疑いがあったことから、救急搬送され、医師による診断結果は低体温症とのことで、点滴を行ったのち当日帰宅した。
H25	2	16	その他	38	事故者は、風速15m以上の北寄りの強風が吹き荒れる中、カヌー関係者が練習を中止するよう忠告したにも係わらず、艇庫の周辺のみでの練習と言って、仲間と2艇のシーカヤックで出艇。河口沖合い100m付近を同カヌーを漕いでいるところを釣り人が目撃。その後、同人から関係者に携帯電話が入ったがすぐに切れたのを最後に消息が取れなくなったもの。同夜家族から未帰宅者の連絡が警察に入り、関係機関による捜索が開始され、船体は翌日発見され、事故者も翌日遺体で発見された。
H25	2	16	その他	47	事故者は、風速15m以上の北寄りの強風が吹き荒れる中、カヌー関係者が練習を中止するよう忠告したにも係わらず、艇庫の周辺のみでの練習と言って、仲間と2艇のシーカヤックで出艇。河口沖合い101m付近を同カヌーを漕いでいるところを釣り人が目撃。その後、同人から関係者に携帯電話が入ったがすぐに切れたのを最後に消息が取れなくなったもの。同夜家族から未帰宅者の連絡が警察に入り、関係機関による捜索が開始され、船体は翌日発見され、事故者も翌日遺体で発見された。

シーカヤック海難概要 (H23 ~ H25)

第三管区海上保安本部

発生年	発生月	発生日	海難種類	事故者年齢	海 難 概 要
H25	5	18	その他	37	事故者は海岸から出港し帆走により遊走していたところ、舵のティラーが脱落し紛失していることに気付き、パドルにより自航を試みるも、折りからの南東風と、技能不足により漂流し、岸壁に着岸中のコンテナ船に漂着、同コンテナ船乗組員に救助を求めたもの。コンテナ船乗組員からの通報により巡視艇が発動、乗船者及び船体を揚収し救助を完了した。
H25	5	19	その他	31	事故者は友人と海岸からシーカヤック2艇で出港し港内を遊走していた。遊走していた2艇はバランスを崩して転覆し、同カヤックに上がったが再度バランスを崩して転覆し、それを繰り返していた。その後、1名は同カヤックに上がり同僚の1艇を確保し、もう1名はパドルを取りに泳ぎ、両名の パドル2本を確保することができたが、寒さのため同カヤックまで戻ることができず両名は漂流する状況となった。付近を航行していた遊漁船が海面漂流者を発見救助し、無線で海上保安庁の船舶を呼び出し、傍受していた巡視艇が応答したことから海面漂流者の発見救助情報を通報し、巡視艇は現場に急行した。現場に到着した巡視艇は、無人シーカヤックを確保しながら漂流しているカヤック乗船者を発見し、乗船者及び同カヤック2艇を揚収した。
H25	7	07	その他	48	事故者は、カヌースクールが運営するカヌー体験講習会の指導員として、講習会に参加した児童2名を乗せ海岸の砂浜から他の講習会参加艇5艇とともに2キロ程度離れた入り江を目指し出港した。事故者と児童2名を乗せたカヤックは無人のカヤック1艇を曳航して6艇のカヤックの最後尾に位置して遊走していた。事故当時は陸岸から沖へ向かう強い風が吹いており、航行が大変になったことから曳航している無人カヤックを仲間のカヤックに渡し、カヤックの操船に専念したが、操船技量不足により南向け航行できなくなり、沖へどんどん流されていった。事故者は海に不慣れな児童2名を乗せていたことから、このままでは危険だと判断し、118番で救助を要請し、付近の定置網のブイにつかまって救助がくるのを待つこととした。ブイにつかまって救助を待っているのを同じ講習会に参加しているカヤックに乗艇していた指導員が見ており、その中の1艇が救助に向かい、事故者と児童2名が乗艇するカヤックを海岸の砂浜まで曳航し救助した
H25	5	19	その他	22	事故者は友人と海岸からシーカヤック2艇で出港し港内を遊走していた。遊走していた2艇はバランスを崩して転覆し、同カヤックに上がったが再度バランスを崩して転覆し、それを繰り返していた。その後、1名は同カヤックに上がり同僚の1艇を確保し、もう1名はパドルを取りに泳ぎ、両名の パドル2本を確保することができたが、寒さのため同カヤックまで戻ることができず両名は漂流する状況となった。付近を航行していた遊漁船が海面漂流者を発見救助し、無線で海上保安庁の船舶を呼び出し、傍受していた巡視艇が応答したことから海面漂流者の発見救助情報を通報し、巡視艇は現場に急行した。現場に到着した巡視艇は、無人シーカヤックを確保しながら漂流しているカヤック乗船者を発見し、乗船者及び同カヤック2艇を揚収した。
H25	9	09	その他	75	事故者は、人工海浜でシーカヤックを行う目的で訪れ、手製の帆(青色ビニールシート)と竹製のマストを製作したことから試運転を兼ねて帆走を行うため同パークを出港した。出港10分後に帆に風をはらんだところ、マストが折れてしまい、自力で岸に戻ろうとしたが、折れたマストが邪魔になり、オールを漕ぐことが困難になって沖合いに流され漂流した。護岸で釣人が漂流している該船を見つけて118へ通報し巡視艇が救助へ向かい該船を曳航、救助完了した。
H24	6	13	安全阻害	42	事故者は、自己所有のシーカヤックにて釣り目的で海岸から単独にて出発した。同海岸から西方沖合1乃至2km付近海域においてシーアンカーを使用して釣りをしていた時、北東風により沖合いに圧流されているのに気付いた。該人は、出発地へ戻ろうと漕ぎ続けたものの強風により出発地に全く近づくことができなかったことから、自己所有の携帯電話にて118番通報し救助要請したもの。通報を受け、巡視艇発動させ、併せて神奈川県水難救済会に対して出動要請し所属艇2艇が出動した。出動各船艇にて捜索中のところ、巡視艇が該カヤックを発見、事故者及び該船を救助、付近岸壁まで搬送した。シーカヤック歴は2、3ヶ月

シーカヤック海難概要 (H23 ~ H25)

第三管区海上保安本部

発生年	発生日	海難種類	事故者年齢	海難概要
H24	10月08日	安全阻害	44	釣りの目的で海岸砂浜から自身が所有するシーカヤックに乗って出港した。釣りポイントに到着後アンカーを降ろして釣りを始めたが、魚が釣れず場所を変えようとしてアンカーを引き揚げたところ、シーカヤックが風浪によって流され始めた。パドルで漕ぐも進まず沖合いに流され、自身がシーカヤックを購入した販売業者に電話連絡した後に118番通報を実施したものの。巡視艇が発動し、該人と会合、該人及びシーカヤックを揚収救助し付近漁港まで搬送した。
H24	5月08日	衝突	33	事故者は自己所有のシーカヤックにより砂浜から出港し、沖合い航行中、左舷約100mから向かってくる1隻のプレジャーを認め、危険を感じ大声で叫ぶも当該船舶は減速する様子がなかったことから、距離約30mまで近づいた時、自ら海に飛び込み、当該船舶はシーカヤック船首部を左から右方向へ乗り切って航行し停船することなくそのまま走り去った。後日、シーカヤックに衝突したプレジャーボートを特定した。
H25	4月13日	衝突	44	事故者は、海岸からシーカヤックに乗船し、沖合いにて遊走を開始した。出港地向け帰港中に自船の正面と向き合う1隻の遊漁船を視認した。遊漁船の動向がわからなかったため停船したが、遊漁船は速度を緩めずに接近し同船の略正面と自船の左舷側が接触し、その後同船が乗揚げ轢いてそのまま航行していった。同人及び船体は、衝突した遊漁船に救助され、入港後、救急隊に引き渡され病院に搬送された。診察の結果、右下半腿脛骨及び腓骨開放骨折、左膝脱臼、腹部に擦過傷のため入院加療、全治3か月程度のことであった。
H23	7月23日	運航阻害	54	事故者は、シーカヤックに1人で乗船し、海岸から出港し、沖合で遊走していた。沖合にある岩場付近を旋回していたところ、風潮流が強くその影響で舵が取れない状況となり沖合へ流され、その際誤って右舷側にパドルを落としてしまった。パドルが流されていったので、事故者はシーカヤックから海に飛び込みパドルを拾ったが、乗船していた同カヤックが離れるように流されていったことから、パドルを捨てて必死に泳いで取りに向かったものの、同カヤックに辿り着くことができず漂流状態となった。当時は付近航行船舶がなく助けを呼ぶことができない状況であったことから、仰向けになり流されていたところ、ボンデンが多数ある場所に流れ着き、その一つのボンデンに掴まり救助を待つことにした。同カヤックの共同所有者が夕方になっても該人が戻ってこないため、心配し、118番通報を行った。関係機関(当庁、警察、消防)による捜索が行われ、海上保安庁航空機が定置網に掴まっている該人を発見し、特殊救難隊が降下し該人を確保、巡視艇に事故者を引継ぎ付近港まで搬送し同港に待機していた救急車に引き継がれた。事故者は病院へ搬送され、低体温症等を発症しているとの診断により、1日入院加療の後、退院した。その後、同カヤックについては、巡視艇により発見、曳航救助された。
H23	10月25日	運航阻害	38	事故者は同僚2名とともにシーカヤックで海岸を出発し、沖合いを航行していた。急潮流場所で楽しむために進入を試みるも同潮流により転覆し、体勢を整えている間にパドルを喪失した。その後事故者は艇にしがみついたまま付近海岸に漂着し、同海岸にいるところを巡視艇により発見揚収された。
H24	10月14日	運航阻害	48	事故者他4名は、海岸から各自所有のシーカヤックに乗船して遊走を開始した。目的地に到着して30分程度休憩して事故者を除く4名は出港地向け帰路についたが、事故者は「もうちょっと遊んでから帰るから先に帰っていい」と告げ1人で帰路についた。3乃至4分ほどシーカヤックを漕いでいたところ、波を受けて転覆し、その際にシーカヤックと同人を繋いでいた索が切れてシーカヤックと離れてしまい、シーカヤックの回収を試みるも波が高く回収を諦め、自力で陸岸まで10分程度泳いで磯に上陸した。付近を通航していた漁船が漂流している該船を発見し、海上保安部へ通報するとともに、シーカヤックを港向け曳航した。

シーカヤック海難概要 (H23 ~ H25)

第三管区海上保安本部

発生年	発生月	発生日	海難種類	事故者年齢	海 難 概 要
H25	9	24	運航阻害	41	事故者と会社の同僚1名は海岸からシーカヤック1艇と組立式シーカヤック1艇の合計2艇で海岸から出港し、沖合い海域まで遊走した後、出港地に戻り、波打ち際から3から4メートル陸岸側に引き上げ、車に乗り近くのコンビニエンスストアへ買い物に出かけた。約10分後、同海岸に戻ってみたところ同海岸に置いていたシーカヤック1艇が無くなっていたことから盗難にあったと思い、付近海域の捜索は行わず、警察に盗難届を出しても戻ってはこないと思い、警察、海上保安庁に通報しないまま、友人を車で送るため同海岸を後にした。漁船が約200メートル沖合い海域を航行していたところ、1艇の無人で漂流しているシーカヤックを発見し、組合経由で118番通報した。乗船者の有無が不明であったことから船艇航空機が捜索のため発動したが、漁船はカヤックを漁港まで曳航し、現場に到着した海上保安部捜査官が同カヤックを調べたところ所有者名及び連絡先が記載していたことから連絡して所有者の安否確認をしたところ、所有者から家族に電話があり、シーカヤックを失くし警察に寄ってから帰宅する旨の連絡が入っていた。所有者の携帯電話に電話したところ、上記記載内容の確認がとれ無事であることが確認されたことから捜索を打ち切った。
H23	1	02	浸水	34	事故者は、シーカヤックに1人で乗りこみ出港場所である砂浜から出港した。沖合い約300メートルで釣りをしており、満水状態のクーラーボックスに入った漁獲物をシーカヤック後部に置いた状態で出港場所へ戻ろうとし航走を開始した航行中のところ、クーラーボックスの重さでシーカヤックのバランスが悪くなったところに波の影響を受け浸水、船体が沈没しそうになったため付近岩場にしがみつき118番通報をしたもの。該人及び同船は海上保安部からの通報により先着した三浦消防が同署ゴムボートにより曳航し、1437付近海岸に帰着したもの。
H25	10	03	浸水	56	事故者は、自己所有のシーカヤック(折り畳み式カヌー)に1人で乗船し、漁港を釣り目的で出港した。同船は、10年近く使用された布製のカヌーであることから縫い目からの浸水量が増大しており、船底に溜まった海水を定期的に汲み出さなくてはならないことから、沖合海域において投錨し、同カヤックを左舷側に傾斜させつつバケツを使用して、海水の汲み出し作業を開始した。同人は中腰の姿勢で汲み上げ作業を実施していたところ、バランスを崩して転覆し、約1時間、何回か立て直そうとするも自力での復旧が困難な状況となっていたところ、付近航行中の和船型ボートに救助された。その後、マリーナ救助艇が現場に到着、和船型ボートから同人及び同カヤックを引継ぎ、同マリーナへ搬送した。同人に海水の誤飲、負傷等なく消防救急隊により救急搬送の要はないものと判断された。
H25	9	03	浸水	56	事故者は、釣りのため漁港を出発し沖合いを航行、目的地において釣りをしていた。同人は、普段シーカヤックをバイクに横抱きにして移動しており、この際に、バイクのマフラー部とシーカヤック船首部が接触したため、マフラーの熱により船首部が溶けて破口していた。この破口部から浸水、その後、船体のバランスを崩して転覆、船体の復元を試みるも、復元できずに漂流していた。同人が船体を復元できずに漂流している様子を、海岸で釣りをしていた通報者が発見、118番通報し、巡視艇により同人及びシーカヤックを船内に収容し、同人をシーカヤックとともに漁港へ上陸させた。該人は、同破口の下面が水線付近に位置していたことから、漂流時においては、船体動揺等に伴い船首が下がり、同破口部から船体の空洞部(船首から船尾まで隔壁なし)に浸水があったが、航行時においては、船首部が持ち上がることにより、浸水が治まるような状態であった。
H23	4	30	転覆	56	事故者は、2人乗りシーカヤックにより岬から出発したが、遊走を終え帰港中のところ、次第に西寄りの風波が強まり転覆した。このため、シーカヤックを放棄し、付近海面にあった杭に掴まって救助を待っていたが、体力の消耗により、これ以上同所に留まる事が困難と判断し、同所から西寄りの風に乗って岸に向かい自力で泳ぎついた。携帯電話を所持していなかったことから、岸に居合わせた一般人(通報者)に対し消防に救助要請を行い、同一般人が消防に通報して救急搬送されたもの。該人等の病状については、低体温症及び海水吸引による肺炎の疑いがあるため1週間の経過入院となった。該カヤックは、付近防波堤に漂着した。